

## 京都府立大学における国際交流協定等の締結に関する取扱方針

平成20年10月8日  
平成26年2月17日 改正  
平成28年4月 1日 改正

京都府立大学又はその学部若しくは研究科と外国の大学等教育研究機関との間で学術交流協定等を締結し、それに基づく国際交流を行う場合の取扱いについては、京都府立大学国際交流委員会規程（平成20年京都府立大学規程第22号）第2条第1項第1号及び同第2号並びに第11条の規定により、国際交流委員会が定める本方針によるものとする。

### 1 本方針の目的

本方針の目的は、外国の優れた大学等教育研究機関との学術交流を、組織的かつ円滑に推進することにある。

### 2 定義

本方針において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

#### (1) 協定及び協定先

協定とは、外国の大学等教育研究機関との間で締結する研究あるいは教育に関する学術交流協定や包括的な相互協力関係を定めた友好協定等（互いに何ら具体的義務・負担を負わないものを含む。）をいい、協定締結の相手方を協定先という。

#### (2) 責任教員

協定先との具体的な交流推進に責任をもつ教員を責任教員といい、複数の場合、責任教員を代表する教員を正責任教員、他の責任教員を副責任教員といい、これらを総称して責任教員という。責任教員が一名のみの場合にあっては、当該教員を正責任教員とする。

#### (3) 交流母体

正責任教員が所属する学部又は研究科をいい、本学内での交流計画遂行の責任主体として、協定締結申請書等の提出や財源確保の努力等を行う。

### 3 協定締結の目的及び原則

協定締結の目的は、本学及び協定先の研究・教育を国際的に高水準化するとともに、世界的な知のネットワークを構築することにより、本学が国際社会の

相互理解に寄与することにより、以下の各号に定める原則を基本とする。

- (1) 協定は、本学及び協定先双方が相互に対等の立場で交流を行うことを原則とする。
- (2) 協定は、本学及び協定先双方の研究・教育にとって有益となる内容とする。
- (3) 各協定の締結にあたっては、本学の具体的な交流を行う学部又は研究科等を明確にした上で、相互主義に基づき、協定先の交流の範囲と合わせることを原則とする。
- (4) 各協定の締結にあたっては、交流母体や責任教員を明確にするものとする。
- (5) 協定締結及び協定に基づく交流に必要な財源は、原則として交流母体を中心に自助努力により確保するものとする。
- (6) 協定を実効性のあるものとするため、有効期限を必ず定めることとし、その期限は最長5年とする。
- (7) 協定の更新にあたっては、交流実績等の評価を行うものとし、自動更新は行わないものとする。

#### 4 協定締結に関する手続き

##### (1) 協定締結手続き開始の承認

- ア 協定を締結しようとする教員は、責任教員、交流母体等を決定するとともに、各責任教員は、それぞれが所属する学部又は研究科の会議で責任教員への就任や協定締結について承認を得る。
- イ 交流母体となる学部又は研究科は、協定締結及び協定に基づく交流に関する正責任教員を選任し、協定期間中に正責任教員に異動がある場合に備えて引継ぎ体制を確立しておく。
- ウ 交流母体の長は、国際交流委員会委員長に5の(1)に定める協定締結申請書を提出し、国際交流委員会委員長は、その内容の妥当性について国際交流委員会で審議し、当該申請に係る協定締結の手続き開始の可否を決定するとともに、学長にその結果を報告する。
- エ 国際交流委員会委員長は、ウで決定した結果を、交流母体の長に通知する。

##### (2) 協定書の作成と協定の締結

交流母体は、前号に定める協定手続きの開始が可とされた場合、以下のとおり協定締結の手続きを行うものとする。

- ア 正責任教員は、他の責任教員と連携し、協定先との協議を行いながら、5の(2)に定める協定書の原案を作成する。
- イ 正責任教員は、協定書案を交流母体の会議に諮り、その承認を得、交流母体の長がそれを学長に提出する。
- ウ 学長は、教育研究評議会の承認を得て、協定書案に基づく協定締結について決定する。
- エ 協定締結が決定した事案について、交流母体の長は、速やかに協定の締結

結を行い、その結果を学長及び国際交流委員会に書面で報告する。  
 オ 協定書への署名者については、協定先との相互主義の原則によるものとする。

### (3) 協定期間中の手続

正責任教員は、他の責任教員と連携して当該年度の交流活動報告書を作成し、協定期間中の各年度末に、交流母体の長を経て学長に提出する。学長は、これを国際交流委員会に閲覧させ、国際交流委員会は、必要に応じて交流母体への提言を学長に上申する。学長は、交流母体の長にこれを伝達する。

### (4) 協定の変更、更新又は終了の手続

ア 協定締結期間中に協定締結申請書 5 の(1)の各項目に記載した内容に関して変更を行おうとする場合は、4 の(1)の各手続きに準じるものとする。

また、当該変更申請は、変更しようとする期日の3箇月前までに行うものとし、変更申請書に記載すべき内容は、5 の(1)の各項目のうち変更に係る部分とする。この場合において、「締結」は「変更」と読み替えるものとする。

イ 期間の終了により、協定を更新しようとする場合は、4 の(1)の各手続きに準じるものとする。

また、当該更新申請は、協定期間終了の3箇月前までに行うものとし、更新申請書に記載すべき内容は、5 の(1)の各項目とする。この場合において、「締結」は「更新」と読み替えるものとする。

ウ ア又はイの手続きにおいて、協定書の記載内容に変更を生じる場合は、併せて4 の(2)の各手続きに準じるものとする。

エ 期間の終了等により、協定が終了した場合は、期間終了後3箇月以内に、正責任教員が交流母体の会議において報告の上、学長に終了報告書を提出するものとする。

### (5) 「覚書」等の交換

協定に基づく具体的な取組を更に「覚書」等で交換する場合については、その内容が、本方針及び当該協定の範囲内であることを前提に、4 の各手続きを準用するものとする。

## 5 交流協定締結に必要な書類

### (1) 国際交流協定締結申請書（別紙様式1）

協定締結申請書には、以下の事項を記載する。

- ア 責任教員の所属・職・氏名（正責任教員を明記）
- イ 協定名称、予定期間、具体的な交流を行う範囲（学部又は研究科等）
- ウ 協定先の名称、設置形態、部局名等
- エ 協定書の署名予定者（協定先及び本学）
- オ 協定先、部局等の概要（必要に応じて参考資料を添付）

- カ 協定締結に至る経緯（これまでの交流実績を含む）
- キ 協定締結の理由・目的
- ク 協定により、互いに負うこととなる義務・負担の内容
- ケ 協定により、見込まれる効果
- コ 協定に基づく今後の交流計画
- サ 交流計画推進の必要経費とその財源の目処
- シ 交流母体の会議での承認日、その他必要な事項

## (2) 協定書

- ア 協定書は、別紙文例を参考として作成するものとする。
- イ 協定書は、原則として日本語及び相手国の使用言語でそれぞれ作成し、両協定書は等しく正文とする。ただし、双方のどちらかの言語が協定先にとって理解されにくい場合は、双方の合意に基づき、英語のみで作成することができるものとする。
- ウ 協定書に記載すべき事項
  - (ア) 協定の趣旨・目的
  - (イ) 交流計画の内容に関すること
  - (ウ) 特に互いに負うこととなる義務・負担がある場合、必ず明記すること
  - (エ) 有効期限
  - (オ) 変更、更新、改廃に関する手続き
  - (カ) 使用言語に関する事項
  - (キ) その他学術交流に必要な事項

## 6 交流協定に基づく活動に係る留意事項

責任教員は、協定に基づき教職員や学生が相互派遣される場合に、当該教職員や学生の言動について、責任を持って指導・助言を行い、その研究・教育活動や勉学等、当該交流の目的と派遣の趣旨を最大限全うできるよう、常に支援を行うものとする。

別紙様式 1

平成 年 月 日

国際交流協定締結申請書

国際交流委員会委員長 様

申請者（交流母体の長）

〇〇学部（研究科）長（氏名） 印

ア 責任教員 所属・職・氏名	(所属：学部/研究科、学科/専攻等) A学部 a 学科 B 研究科 b 専攻 C 学部 c 学科	(職) 教授 准教授	(氏名) ※1 (正) 〇〇 〇〇 △△ △△ ×× ××
イ 協定名称、予定 期間、交流の範囲	名称：「 期間：( 年 月 ~ 年 月) 見込まれる具体的な交流範囲：〇〇学部〇〇学科、△△研究科△△専攻、等 に関する協定書」		
ウ 協定先名称、設置 形態、部局名等	〇〇 国 州(省) 大学等名 〇〇〇〇 大学( 〇〇立) 学部(研究科)		
エ 協定書の署名 予定者	(協定先) 職・氏名 (本学) 職・氏名		
オ 協定先の概要	※参考資料（協定先の大学概要、広報誌、ホームページ等とその和訳）を添付 すること		
カ 協定締結に至る 経緯(交流実績を 含む)	※ 書ききれない場合は、「別紙 のとおり」として別紙を添付すること (以下同じ)		
キ 協定締結の理由 ・目的			
ク 互いに負うこと となる義務・負担			
ケ 見込まれる効果 (他学部等への効果 を含む)			
コ 交流 計画	(1)研究者の派遣 ・受入計画	(共同研究、講演会等の実施予定があれば、併せて記載)	
	(2)留学生の派遣 ・受入計画	(学生等の交流予定があれば、併せて記載)	
サ 必要経費・財源の 目処			
シ その他	交流母体による承認日 ( 年 月 日)		

※1 正責任教員は、必ず1行目に記載し、(正)の記号を付すこと

別紙文例：和文

## 京都府立大学と \_\_\_\_\_ 大学との間の学術交流協定書

京都府立大学（日本国）と \_\_\_\_\_ 大学（ \_\_\_\_\_ 国）は、国際的協力関係の確立が両大学にもたらす利益を認識し、この協定を締結する。

第1条 本協定は、相互の友好を深め、両大学の学術研究及び教育上の協力を発展させ、また相互理解を促進することを目的とする。

第2条 両大学は、平等を基本として、以下の項目について交流を促進することとする。

- (1) 教職員及び研究者の交流
- (2) 学生の交流
- (3) 共同研究の実施
- (4) 講義、講演及びシンポジウムの実施
- (5) 学術情報及び資料の交換
- (6) その他両者が合意した事項

第3条 本協定に基づく具体的な活動計画の策定及び実施については、当事者の部局間で個別に協議するとともに、両大学は、相互に相手側の法令を尊重し、完全な合意及び承認の上、これらの活動を開始するものとする。

第4条 第2条に記載された協力活動は、関係大学の人員、施設及び財源の利用可能性により制約を受けることがある。

第5条 本協定は、両大学の署名者による書面での合意によってのみ、修正又は変更することができる。

第6条 本協定は、両大学の代表者が協定書に署名した日から効力を生じ、 \_\_\_\_\_ 年間有効である。ただし、本協定は、両大学双方の合意に基づき、更新することができる。

第7条 有効期間内においても、各大学は6箇月前の文書による相手方への通知により、本協定を終了させることができる。

第8条 本協定は、両大学になんら財政上の負担を課すものではない。

第9条 本協定は、日本語及び \_\_\_\_\_ 語で作成され、両文書は等しく正文とする。

第10条 本協定内容に疑義が生じた場合は、双方協議の上友好的に解決するものとする。

\_\_\_\_\_  
(署名)

京都府立大学 長

○ ○ ○ ○

\_\_\_\_\_  
年 月 日

\_\_\_\_\_  
(署名)

\_\_\_\_\_ 大学 長

○ ○ ○ ○

\_\_\_\_\_  
年 月 日